

令和 2 年 4 月 1 4 日

保護者 様

津市教育委員会

新型コロナウイルスの対応による臨時休業について

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、各ご家庭にてご対応いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月10日（金）に三重県から「感染拡大阻止緊急宣言」が出されたことを受け、本市においても、新型コロナウイルス感染拡大防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え、津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園において、下記のとおり臨時休業といたします。

子どもたちへの感染拡大を止めるための措置として、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和 2 年 4 月 1 5 日（水）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

※令和 2 年 5 月 7 日（木）に学校再開が可能となった場合は、7 日（木）、8 日（金）は、午前中日課（給食なし）の授業日とします。

※引き続き、感染拡大の恐れがあり臨時休業期間を延期する場合は、5月7日（木）のみ、午前中日課（給食なし）の授業日とします。

2 臨時休業中の生活について

- (1) 臨時休業の措置であることを踏まえ、人の集まる場所への外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- (2) こまめな手洗いや咳エチケットに努めてください。
- (3) 体温測定を行うなど、健康管理に努めてください。
- (4) 各学校からの課題等、家庭学習に努めてください。
- (5) 臨時休業中の部活動については休止とします。ただし自宅での活動を禁止するものではありませんが、自主的な活動であっても集団で活動することがないようにしてください。
- (6) 臨時休業にあたり、子どもたちは、各ご家庭で学校から出された課題を中心に学習することになります。その際に、必要に応じてご活用いただける「家庭学習応援サイト」をご紹介します。また、各ご家庭におかれましては、「臨時休業中の過ごし方（児童生徒のみなさんへ）」をお子様と一緒に読みいただくなど、規則正しい生活習慣と学習習慣についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別紙「スマホ時代のキミたちへ」等を参考に、インターネットやスマートフォン等の使い方について、各ご家庭で話し合ってくださいようお願いします。

3 授業日について

各学校において、児童生徒の家庭学習の確認や補習学習等の指導を行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、臨時休業期間中に授業日を2日設けます。

- (1) 各学校の授業日（午前日課（給食なし））については、それぞれの学校からお知らせします。
- (2) 児童生徒が登校する際は、各学校において、多くの児童生徒が一斉に集まらないような工夫をします。
- (3) 授業日において各学校は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるとともに、手洗いやマスク着用など咳エチケット等の感染症対策を行います。

4 その他

- (1) お子様やご家族の方に次のような症状が確認された場合は、学校にご連絡ください。
 - ・新型コロナウイルスへの感染が確認された場合
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならない時も含みます。）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難がある場合）
- (2) 発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合については、登校を見合わせてください。その場合、欠席として取り扱うことはありません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため自主的に欠席する場合についても、欠席として取り扱うことはありません。

- (3) 家庭においてマスクの入手が困難な状況が続いています。手作りマスクの作成・使用についてご協力ください。

手作りマスクの作り方はこちらのサイトで紹介されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu

[/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)



- (4) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大の状況等に伴い対応に変更がある場合があります。その場合は改めて連絡します。

事務担当 教育研究支援課生徒指導・保健担当
電話番号：229-3293